

国土調査による地図及び簿冊の作成について

見附市反田町の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により告示する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

見附市告示第 3 号

令和 6 年 1 月 10 日

見附市長 稲田 亮

記

1. 地図及び簿冊の名称
見附市反田町地内
地図及び簿冊は令和 4 年 1 1 月現在の状況によって作成したものである。
2. 閲覧期間
令和 6 年 1 月 1 1 日から
令和 6 年 1 月 3 0 日まで 2 0 日間
3. 閲覧場所
見附市昭和町 2 - 1 - 1
見附市役所 2 階 農林創生課
4. 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、見附市長に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
6. 誤り等の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
7. 閲覧は、期間中毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで行うこととする。
(ただし、閉庁日を除く)